核兵器禁止条約の採択を心から歓迎します

２０１７年7月８日

京都原水爆被災者懇談会　世話人代表　　花垣ルミ
京都「被爆２世・３世の会」世話人代表　平　信行

２０１７年７月７日、世界１２２ヵ国の賛成によって国連の核兵器禁止条約が採択されました。「自らを救い、自らの体験を通して人類の危機を救おう」と誓い、「ふたたび被爆者をつくるな」と訴えてきた全国の被爆者のみなさんと共に、署名を集め、平和行進を歩き、草の根からの運動で核廃絶をめざしてきた全世界の人々共に、核兵器禁止条約採択を心から歓迎し、人類の歴史に刻まれるこの日を喜び合いたいと思います。

核兵器廃絶を求める世界の運動は長くＮＰＴ（核拡散防止条約）再検討会議の場で行われてきました。アメリカなど５ヵ国だけに核保有を認め、その他の国への核の分散防止を目的にしたＮＰＴですが、核保有国もいずれは核廃絶すると重要な約束をした条約でした。私たちはその約束の履行を求め、そこに期待して核兵器の廃絶を訴えてきました。圧倒的な国際世論に押されて核保有国も「核廃絶へのポーズ」はとってきましたが、具体的期限の伴う責任ある態度を示すことは遂にありませんでした。

もはや、核保有国の参加があってもなくても禁止条約を作ろう！核兵器の非人道性を訴え、核兵器は“悪の兵器”・違法であることを宣言し、条約制定で法的に禁止していこう！　特に２０１５年以降はこのことを中心的な行動指針とし、目標としてきました。「大国」、核保有国の圧力を跳ね除け、１３０を超える国々が対等平等の立場で、国連史上初となるＮＧＯ市民団体も正式メンバーとして加わり、真摯に誠実に話し合われ、ここに初めて核兵器禁止条約は誕生しました。

条約は、核兵器は人道上許されない兵器である、その立脚点を明確にしました。国際法の原則に照らして違法であることを宣言し、最終的な核廃絶に向けての大きな貢献であることを示しました。被爆者や核実験被害者の苦難と世界の人々の力に言及し、特別に留意することも謳われました。核兵器の使用はもちろん、開発・実験・製造・移転・配備・・・そして核による威嚇まで禁止項目が具体的に定められました。核被害者への救済と支援、汚染された環境の回復も義務付けられました。

威嚇と脅迫の「核抑止論」がもたらすものは暴力の連鎖と国際社会の緊張の激化でしかなく、人類破滅の危機に近づく道であることを歴史の事実が示してきました。すべての国々、すべての人々が信頼と正義に基づいて、核のない新しい国際秩序を築いていく、そこにこそ私たちの本当の未来はあります。核兵器禁止条約の採択はそのための重要な歩みとなることを確信します。

採択された核兵器禁止条約はこれから各国の調印、批准を経て発効をめざしていくことになります。私たちは何よりまず、日本政府が条約の調印、批准を行うよう強く求めます。そして日本政府こそが核のない世界の実現に向けてリーダーシップを発揮するようになることを望みます。

私たちは『被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名』のとりくみをこれから一層力強く押し広め、核兵器完全廃絶の日をめざしていきます。